

第1回天理市総合教育会議

日 時 平成27年6月4日（木）午後3時30分

場 所 天理市役所4階特別会議室

次 第

○開会

○市長挨拶

○委員紹介

○会議の公開、議事録の公表

○案件

1. 総合教育会議について
2. 教育大綱について
3. その他について

○閉会

第 1 回 天 理 市 総 合 教 育 会 議
配 布 資 料 一 覧

資 料 名	資 料 頁
天理市総合教育会議委員名簿	3
第 1 回総合教育会議席次表	4
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜 粋）	5
天理市総合教育会議傍聴規程	7
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一 部を改正する法律（概要）	10
天理市教育大綱策定についての事務局案	12
平成27年度天理市教育方針	13
教育大綱スケジュール（案）	17
他市町村教育大綱	18

天理市総合教育会議委員名簿

役 職	氏 名	備考
天理市長	並 河 健	
教育長	森 継 隆	
教育委員会委員	田 中 久 善	
教育委員会委員	中 嶋 孝	
教育委員会委員	名 倉 幸 子	
教育委員会委員	前 川 喜 太 郎	
事務局	市長公室総合政策課企画室	

天理市総合教育会議 席次表

(東)

並河市長

森継教育長

田中委員

副市長(藤井)

事務局(山中)

教委(竹株)

教委(冬木)

学校教育(吉岡)

学校教育(新居崎)

中嶋委員

名倉委員

前川委員

事務局(木村)

事務局(上村)

事務局(葛本)

教委総務(西岡)

教委総務(土田)

出入口

出入口

(西)

【特別会議室】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(改正後)

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

天理市総合教育会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）第1条の4の規定に基づき設置される天理市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、天理市総合教育会議傍聴申出書（様式第1号）に住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴の定員及び制限)

第3条 会議の傍聴人の定員は、20人とする。傍聴席が満員となったときその他必要があるとき、市長は、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と

可否を表明しないこと。

- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、がいとう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと

(撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、総合教育会議の事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、市長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年6月1日より施行する。

天理市総合教育会議傍聴申出書

平成 年 月 日

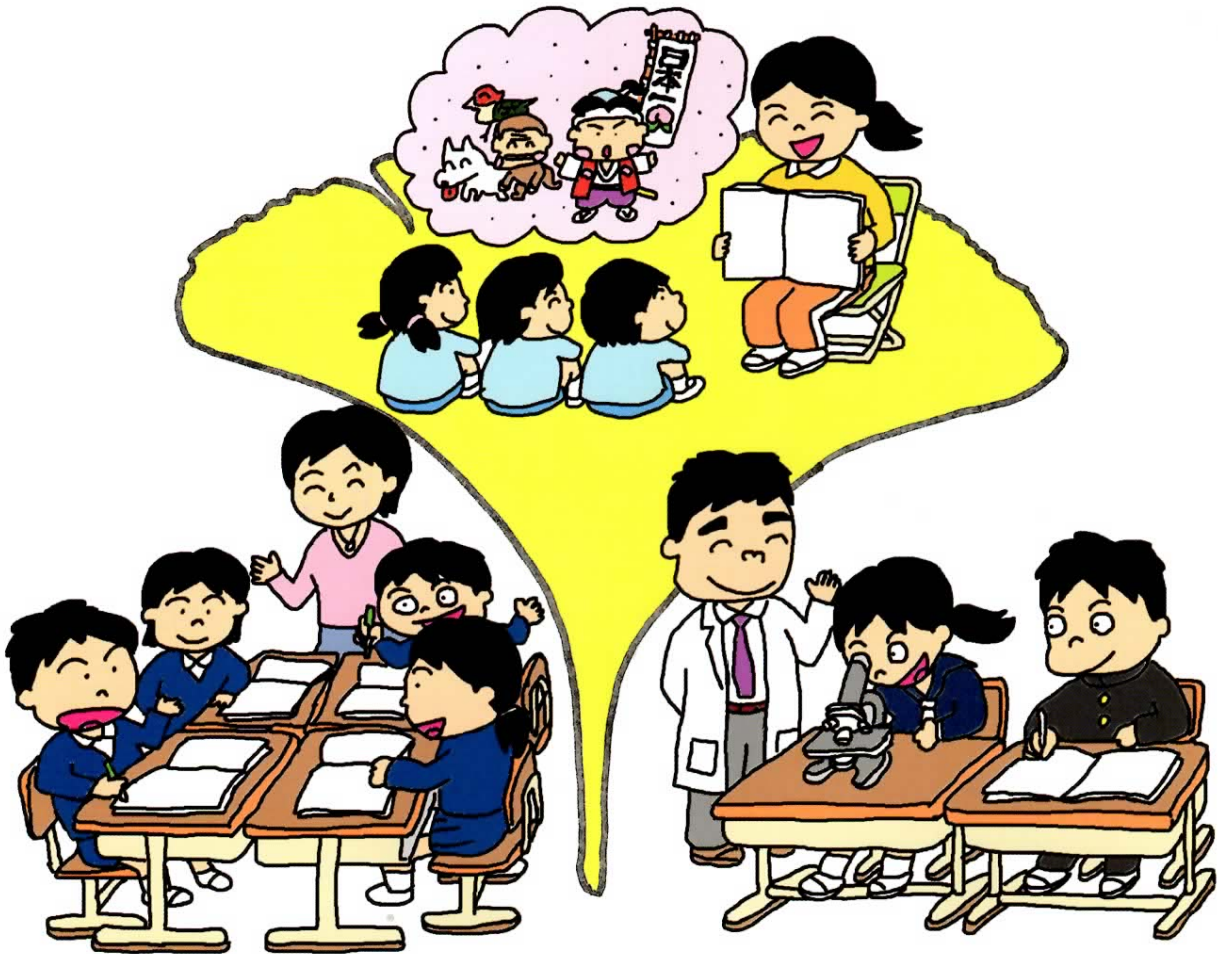
氏 名	住 所

天理市教育大綱策定についての事務局案

1. 内容 平成 27 年度天理市教育方針（資料 7）の 4 つの基本方針を軸に第 2 期教育振興基本方針を参酌しつつ、天理市総合戦略の考え方を盛り込む内容で調整する。
2. 形式 数十ページにわたる文章主体のものではなく、A 3 の表裏程度の分量で、要点を書き出した見やすいものを想定している。参考資料参照。
3. 対象期間 終期を平成 31 年度末とする。始期については、平成 27 年度当初とするか、平成 28 年度当初とするかは、議論の結果とする。
4. 策定体制 原案は事務局で作成する。なお、作成にあたっては教育総務課、学校教育課、生涯学習課、児童福祉課、文化振興課、スポーツ振興課など関係所管と打合せを行う。
5. スケジュール 資料 8 参照。

平成27年度

天理市教育方針



基本方針

- (1) たくましく未来を拓いていく資質と能力をもった人材の育成
～魅力ある園・学校づくりと生きる力の育成～
- (2) 自ら学ぶ喜びを実感できる生きがいにづくりに応える教育
～生涯学習社会に対応し、心豊かな生活と健康づくりの推進～
- (3) 地域・家庭・学校の連携による地域コミュニティの創造活動
～地域ぐるみの教育、文化、芸術、体育活動の振興～
- (4) 人権文化の高揚と国際化の時代に生きる人間の育成
～人間の尊厳を追求し、豊かな人間関係を培う力の育成～

天理市教育委員会

指導の重点 ✿ ～ 創意工夫と特性を生かした魅力

★確かな学力の定着に向けた指導

確かな学力とは、基礎的な知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を含めたものであり、指導と評価の一体化を図りながらはぐくむことが大切である。

幼稚園・こども園

- 身近な環境にじっくりかかわることを通して、新たな考えを生み出す喜びを味わわせ、思考力の芽生えを培う。
- 感じたことや経験したことを自分なりの言葉で表現する力をはぐくみ、話したり聞いたりすることを通して伝え合う喜びを味わわせる。
- 深い幼児理解に根ざし、個の発達の特性に応じた援助の工夫を図り、自信や意欲をもたせる。

小学校



- 個に応じた指導を図るとともに、各教科等において、記録、要約、説明、話し合いなどの言語活動を充実させ、思考力・判断力・表現力を育てる。
- 体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、学ぶことの楽しさや分かる喜びを味わわせ、学習意欲を高める。
- 基礎的・基本的な知識及び技能を定着させるための学習活動を工夫するとともに、家庭との連携を図りながら学習習慣を確立させる。

中学校



- 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けさせるための学習活動を工夫し、各教科等において批評、論述などの言語活動を充実させ、思考力・判断力・表現力を育て、個々のよさを生かす可能性を伸ばす指導に努める。
- 体験的な学習や問題解決的な学習を重視するとともに、生徒の主体的な活動を促し、学ぶことの楽しさや達成感を実感させる。
- 情報を収集し、適切に選択・活用する能力を育てる。

★豊かな人間性をはぐくみ、生き方の自覚を深める指導

豊かな人間性とは、他者を思いやる心や、生命や人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、自律心や責任感などであり、社会奉仕活動や自然体験活動等、体験的な学習活動の充実に努め、学校生活のあらゆる場面ではぐくむことが大切である。

幼稚園・こども園

- 身近な人々とのかかわりを深め、愛情や信頼感、思いやりの心をはぐくむ。
- 自然や身近な動植物に親しみ、生命の尊さに気付くとともに、大切にすることを学ばせ、大切にすることを学ばせ、大切にすることを学ばせ、大切にすることを学ばせ。
- 協同して遊ぶことを通して、よいことや悪いことに気付かせ、ルールを守ろうとする態度を養う。

小学校



- 自然や人との豊かなかかわりを通して、柔らかな感性をはぐくむとともに、自他の生命や人権を尊重する心や態度を育てる。
- 家庭や地域との連携の中で、基本的な生活習慣や規範意識を養い、充実した学校生活を送ろうとする態度を育てる。
- 多様な体験活動を通して、社会生活上のルールを身に付けさせるとともに、自ら考え、判断し、喜びをもって実践しようとする態度を育てる。

中学校



- 自己や他者への理解を深め、自他の生命や人権を尊重する心や態度を育てる。
- 家庭や地域との連携の中で、人として必要な生活習慣や規範意識を育て、自律的・意欲的な生活態度を育て、生き方の自覚を深めさせる。
- 職場体験活動やボランティア活動を通し、社会生活上のルールやマナーを身に付けさせるとともに、自己の特性やよさについて理解を深め、社会参画しようとする態度を養う。

幼稚園・こども園、小学校、中学校のより一層の連携

★たくましい心身を育てる指導

たくましい心身とは、生涯にわたって自らの運動や健康の課題に適切に対応し、活力ある生活を営むことのできる心と体のことであり、学校生活の中での遊びや運動体験、健康・安全についての理解や実践を通してはぐくむことが大切である。

幼稚園・こども園

- いろいろな遊びの中で十分に体を動かし、明るく伸び伸びと行動することを通して、充実感や満足感を味わわせる。
- 進んで体を動かそうとする意欲と態度を育て、健康な体づくりの基礎を培う。

小学校

- 運動遊びの楽しさや喜びを実感させ、進んで運動を楽しもうとする態度やいろいろな運動ができる力を育てる。
- 日常生活の様々な体験を通して、健康・安全のための基礎的な知識について理解し、基本的な生活習慣を身に付けさせる。

中学校

- 様々な運動の経験を通して、体力向上を図るとともに、積極的に運動に取り組む態度を育てる。
- 健康・安全に関する知識を高め、心と体の調和のとれた生活習慣を確立させる。
- 運動・スポーツのもつ楽しさや喜びを体得させることにより、進んで体力向上に努め、生涯にわたって運動に親しむ資質を育てる。

道徳教育の充実

- 子どもたちに基本的な生活習慣や規範意識、自他の生命の尊重や他者への思いやり、郷土に対する誇りや愛情などの道徳性を養うとともに、主体的に判断し、適切に行動できる力を育てるため、道徳教育の充実を図る。

人権教育の充実

- 子どもたちが自尊感情を醸成し、自他の人権を守ろうとする意識や意欲、実践的な行動力を養うとともに、自分の可能性を最大限に発揮できるように、人権教育の充実を図る。

いじめの防止・体罰の根絶

- 子どもたちが、一人一人その人格を尊重され、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神が養えるような適切な教育環境をつくとともに、いじめや体罰を生まない学校文化を構築する。

不登校児童生徒への支援の充実

- 子どもたちが安心して過ごせる教育環境を保障するとともに、学校の教育相談機能を高め、連続した欠席への早期対応や事例研究等を通して不登校状態にある子ども・保護者への適切な支援を行うなど、援助・指導の充実を図る。

特別支援教育の充実

- 特別な支援を必要とする子どもたちが自立や社会参画に向けて主体的に取り組めるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、その能力を最大限に伸ばすため、適切な指導及び必要な支援を行い、インクルーシブ教育を推進する。

読書活動の充実

- 子どもたちが言葉を学び、豊かな感性や表現力、創造力を身に付けられるよう、発達段階に応じた主体的、意欲的な読書活動の充実を図る。

安全教育の充実

- 子どもたちを自然災害や犯罪、事故等の危険から守るための体制づくりを進めるとともに、危険予測の能力を高め、危機回避の力を身に付けられるよう、具体的で実践的な防災教育を含めた安全教育の充実を図る。

《 学校教育の目標 》

本市の学校教育は、人間尊重の精神を基盤に、変化の激しいこれからの社会を生きるために、心身ともにたくましく、知・徳・体の調和のとれた、心豊かな幼児児童生徒の育成を目指す。

特に、確かな学力と豊かな人間性、たくましい心身の育成を基本として、子どもたちの「生きる力」をはぐくみ、個性輝く教育を推進するものとする。

このため、学校教育の具体的目標を次のとおりとする。

〈 具体目標 〉

活力ある園・学校づくり

- ☆ 子どもたちが主体的・創造的に活動できるよう、創意工夫を生かした教育活動を展開するとともに、校種間連携・接続を図りながら、学校・地域・家庭が協働して特色ある園・学校づくりを推進する。
- ☆ 教育目標の達成状況や教育活動の成果などについて、自己評価、学校関係者評価を実施し、それらの結果を活用して学校改善を図るとともに、組織力の強化に努める。

確かな学力の育成

- ☆ 学習習慣の確立と基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図り、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育成する。
- ☆ ICT活用やグループ別指導など指導方法や学習形態の工夫を図ることにより、児童生徒が主体的に取り組み、自ら学び、考える力を培う授業づくりと教員の指導力の向上を目指す。

豊かな人間性の育成

- ☆ 道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う中で、自己や他者への理解を深め、生命を大切にす心や正義感、責任感をはぐくむとともに、美しいものや自然に感動する豊かな感性を育てる。
- ☆ 様々な体験活動やボランティア活動を通して、自己の特性やよさに気づき、主体的に社会参画しようとする態度を育てる。
- ☆ 我が国と郷土の美しい自然を愛し、歴史・文化・伝統を継承するとともに、国際理解を深め、互いに尊重し合う態度を育てる。

たくましい心身の育成

- ☆ 健康・安全な生活のために必要な生活習慣を身に付けるとともに、体力向上に向けて、進んで運動に取り組む力を育てる。

☆これからの時代に求められる園・学校づくりのために

【 家庭・地域との連携・協働 】

〔 地域と共にある学校づくりの推進 〕

保護者や地域住民が園・学校運営に参画し、協働して子どもたちの課題解決を図る「地域と共にある学校づくり」を推進するとともに、地域教育のネットワークの拡大に努める。

〔 学校評議員制度の活用 〕

学校評議員に学校運営の状況を十分説明するとともに、多様な意見を聴き、保護者や地域住民等の意向を反映した園・学校づくりを進める。

〔 積極的な情報発信 〕

保護者や地域住民の理解を得るために、教育目標や教育内容、教育活動の状況及び学校評価の結果などについて、積極的な情報発信に努める。

【 教員の資質の向上 】

〔 自己の意識改革 〕

教員一人一人が人権感覚を磨くとともに、様々な研修及び公開講座等に参加するなど学び続ける意欲をもち、自己申告評価制度を活用して、自己啓発と教育専門職としての資質の向上に努める。

〔 指導力の向上 〕

子どもたちの状況等を的確に把握して日々の教育活動に取り組むとともに、公開授業及び授業研究・教材研究などを積極的に行い、授業改善を図り、指導力の向上に努める。

〔 園・学校組織の強化 〕

園・学校での取組の成果や課題を全教職員が共有し、学校評価をふまえた今後の方策を明らかにすることで、園・学校運営に参画する意識を高め、組織力の強化に努める。

	27年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	28年 1月	2月	3月
総合教育会議			◆第1回 ・立上げ ・大綱方向性	◆第2回 ・大綱議論	◆第3回 ・大綱確認	(予備日程)		◆第4回 ・パブコメ対応 ・大綱合意 ・新年度予算				◆第5回 ・実行体制
(市長部局 事務局)			←→ 大綱(案) 作成作業	←→ (案)修正	←→ パブコメ(案) 作成 「町から町へ」 (10月1日号) 原稿締切 8月31日	議会報告	←→ パブコメ		公表? (12月)			公表? (4月)
教育委員会			←→ 大綱(案) 作成作業	←→ (案)修正								平成28年度 教育方針策 定
打合せ等		○対第1回 打合せ	○(案)すり 合せ ○対第2回 打合せ	○修正 (案)すり合 せ ○対第3回 打合せ	○予備			○対第4回 打合せ				